

2014年6月30日

各位

株式会社りそな銀行

役員向け株式給付信託による株式取得についてのお知らせ

株式会社りそな銀行（社長 東 和浩）は、株式会社イトーヨーギョー（以下、「同社」という。）から、役員向け株式給付信託を受託することに伴い、当該信託の信託勘定において、第三者割当による自己株式処分により、下記のとおり同社普通株式を取得する予定です。

（注1）

第三者割当による自己株式処分により同社普通株式を取得した場合、当社が取得する同社普通株式に係る議決権の数は、総株主の議決権（注2）の数の5%以上となりますので、お知らせいたします。

（注1） 役員向け株式給付信託の詳細は、2014年5月9日付けの同社プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」および同年6月27日付けの同社プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご覧ください。

（注2） 役員向け株式給付信託のスキーム上、議決権は不行使となっています。

記

① 取得する株式	株式会社イトーヨーギョーの普通株式
② 取得株式数	192,000株
③ 取得議決権数	1,920個
④ 総株主の議決権の数に対する割合	5.9%
⑤ 株式取得方法	第三者割当による自己株式処分により取得
⑥ 株式の取得日	2014年8月4日

以上